

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成22年4月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2．対外公表文は別途決定すること。

(22年4月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2010年4月7日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、海外経済の改善や各種対策の効果などから、持ち直しを続けている。すなわち、新興国経済の高成長などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。企業の業況感は、引き続き改善している。設備投資は下げ止まっている。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、緩和方向の動きが強まっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、その幅は縮小傾向を続けている。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、当面、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものとなる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる（注2）。

4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。また、最近における国際金融面での様々な動きとその影響についても、引き続き注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩

（注1）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。

（注2）2010年度より実施される公立高校授業料の実質無償化等により、制度変更後1年間は、消費者物価指数の前年比が大きく変動することとなる。物価の基調的な動きを判断する上では、こうした制度変更に伴う1年限りの前年比変動要因を、取り除いてみるのが適当である。

和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

(22年4月30日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年4月30日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年4月30日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。

2．本日の政策委員会・金融政策決定会合では、「経済・物価情勢の展望」に関する検討を行なった。会合では、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であるとの認識のもと、金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく方針が確認された。併せて、現下の日本経済の状況を踏まえると、成長基盤の強化を図ることが必要であるとの認識が確認された。こうした認識に基づき、日本銀行としても、成長基盤の強化に資する新たな取り組みを行うことが必要である、との考え方が共有された。

このような議論を受けて、議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。

以 上

(22 年 4 月 30 日 決定)

「 経済 ・ 物価 情勢 の 展望 (2010 年 4 月) 」 の 基本 的 見 解 を 決定 する 件

(案 件)

標 題 の 件 に 関 し 、 別 紙 の と お り 決 定 する こと 。

(別 紙)

2 0 1 0 年 4 月 3 0 日

日 本 銀 行

経済 ・ 物価 情勢 の 展望 (2010 年 4 月)

【 基本 的 見 解 】¹

わが国も含めた世界経済は、金融危機に起因する急激な落ち込みから脱出、昨年後半以降は回復基調を辿っている。もっとも、世界経済は、危機以前の状態に戻る過程にあるわけではない。この間、世界経済の構造に大きな変化が生じていることや、よりバランスの取れた持続的成長に向けて各国が新たな課題に直面していることも、明らかになってきている。すなわち、新興国や資源国の世界経済に占めるウエイトが大きくなるとともに、それらの国々における経済活動が、資源価格の変動やグローバルな資金の流れに大きな影響を与えるようになってきている。わが国も含め先進国では、大規模な財政支出の結果、公的債務残高が未曾有の水準にまで達している。また、金融危機の経験を踏まえて、金融の規制や監督の見直し

¹ 4 月 30 日 開催 の 政策 委 員 会 ・ 金融 政策 決 定 会 合 で 決 定 さ れ た も の で あ る 。

の議論が進んでいる。わが国においては、少子高齢化・人口減少などを背景とした国内需要の減少が見込まれる中、実質成長率や生産性を引き上げていくことが、重要な課題となっている。以下では、世界経済およびわが国経済におけるこうした中長期的な変化や課題を念頭に置いた上で、わが国の経済・物価情勢の展望について、先行き 2 年程度の中心的な見通しと、リスク要因の双方を検討することとする。

(経済情勢の見通し)

2009 年度後半のわが国経済は持ち直しを続けた。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国経済の強まりを背景に、輸出・生産は増加を続けた。また、企業収益の回復に伴い、設備投資は下げ止まりに向かった。個人消費も、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直した。この間、公共投資は減少に転じた。

先行き 2010 年度から 2011 年度を展望すると、わが国経済は回復傾向を辿るとみられる。耐久消費財に対する各種対策は、その需要刺激効果が次第に薄れていき、2010 年度中には完了すると見込まれる。もっとも、新興国・資源国の力強い成長を背景に輸出は増加を続けるほか、企業収益の回復に伴い設備投資も持ち直す可能性が高い。また、企業活動が活発化するにつれて、雇用・所得環境の改善も次第に明確化していくため、個人消費や住宅投資の伸び率は高まっていくと考えられる。これらを踏まえると、2010 年度のわが国の成長率は、潜在成長率を上回る水準となると見込まれ、2011 年度には更に高まる見通しである²。

² 見通し期間中の潜在成長率については、一定の手法で推計すると、「0%台半ば」と計算される。ただし、潜在成長率については、最近時点までのデータで推計されるため、相当幅をもってみる必要がある。

こうした見通しの内容を、やや詳しくみると、以下の通りである。

■ 海外経済

海外経済は、新興国・資源国の力強い成長を主因に、回復を続ける姿を想定している。米欧では、失業率が高止まりを続けているものの、在庫調整の進捗や輸出の増加を背景に、生産が持ち直してきている。今後、需要刺激策の効果は減衰していくとみられるが、金融機関や家計におけるバランスシート調整が着実に進捗していけば、金融面から実体経済活動に対する下押し圧力は低下し、米欧では、国毎のばらつきを伴いつつも、総じてみれば民間需要の自律的回復力は徐々に高まっていくとみられる。一方、新興国・資源国では、自律的な成長力の強さに加え、これまでの拡張的なマクロ経済政策の効果や、先進国における大規模な金融緩和の影響もあって、内需を中心に力強い成長を続けている。一部の国では、資産価格の過熱感がみられているほか、物価も上昇している。中心的な見通しとしては、新興国・資源国の高い成長が続く姿を想定しているが、そうしたシナリオが実現するかどうかは、これらの国々における適切なマクロ経済政策運営に依存する面が大きいと考えられる。

■ 企業部門

製造業では、輸出の増加や耐久消費財に対する各種対策の効果により、生産が増加を続けている。こうした生産の増加に加え、企業の固定費削減努力もあって、企業収益も回復してきている。今後、世界経済に関する企業の中長期的な成長期待が維持される中で、生産は増加基調を維持し、企業収益も回復を続けると考えられる。こうした動きに加え、後述のように金融環境が改善していくことから、設備投資も持ち直していくことが見込まれる。非製造業や中小企業については、製造業におけるコスト削減努力の継続などから、業績の改善は相対的に遅れる可能性があるものの、輸出

関連製造業における業績回復の影響は、徐々に波及していくと考えられる。

■ 家計部門

雇用環境をみると、所定外労働時間が増加を続けているほか、有効求人倍率も緩やかに上昇するなど、一頃に比べ、改善の動きがみられ始めている。こうした状況のもとで、個人消費は、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。これらの対策は、2010年度中に完了すると見込まれるため、個人消費の回復ペースは一時的にやや鈍化するとみられる。もっとも、生産増加の影響は、徐々に雇用・所得環境に波及していく方向にある。また、企業収益の回復を背景に、株価も上昇してきている。今後、企業活動が活発化するにつれて、雇用の回復もさらに明確化するほか、賃金にも改善の動きが出てくるため、個人消費の自律的回復の動きも次第に現れてくるとみられる。また、雇用・所得環境の改善などを背景に、住宅投資も緩やかに回復していくと考えられる。

■ 金融環境

世界的な金融危機を背景に大きく低下したわが国の金融資本市場の機能は昨年中に大幅に改善し、金融面での動きが実体経済を制約する状況は、解消に向かった。最近では、わが国の金融環境は、緩和方向の動きを強めてきている。すなわち、コールレートがきわめて低い水準で推移し、ターム物レートも緩やかに低下する中、貸出金利などの企業の資金調達コストは、低下傾向が続いている。CP・社債市場では、良好な発行環境が続いており、低格付社債の発行環境にも改善の動きがみられている。また、金融機関の融資姿勢も、総じて緩和してきており、このため、企業からみた金融機関の貸出態度も、なお厳しいとする先が多いものの、改善している。先行きについても、わが国金融システムが全体として安定性を維持する中、企業の資金調達を巡る情勢は引き続き改善していくものと考えられる。企

業の資金調達環境の改善に加え、企業収益や実体経済の回復を背景に低金利の持つ景気刺激効果が強まり、国内民間需要の自律的な回復を後押しすると期待される。一方、資金需要面をみると、企業収益の回復に伴いキャッシュフローが増加することに加え、これまで手許資金を潤沢に積み上げてきたこともあり、企業の外部資金に対する需要は弱い状態が続くと見込まれる。こうしたもとで、設備投資の回復が本格化するまでは、企業の資金繰りの改善と、銀行貸出やCP発行残高の減少とが、並存していく可能性が高い。この間、中小企業を巡る金融環境は、企業業績の改善が大企業に比べ遅れる傾向があるため厳しさが残るものの、緩和方向の動きが続くと考えられる。

（物価情勢の見通し）

消費者物価は、前年における国際商品市況高の反動を主因に、昨年夏場にかけて、前年比下落幅が拡大した。その後、国際商品市況の影響が徐々に薄れていくに伴い、消費者物価の前年比下落幅は縮小に転じている。

先行きの物価を巡る環境についてみると、まず、財・サービスのマクロ的な需給バランスを反映する労働や設備の稼働状況は、景気が回復傾向を辿るもとで、徐々に改善していく姿が想定される。次に、ユニット・レーバークスト（生産1単位当たりの人件費）は、企業による賃金の抑制姿勢を背景に、低下基調を続ける可能性が高いが、雇用・賃金の回復が見込まれる見通し期間の後半には、その低下幅は縮小していくとみられる。この間、中長期的な予想物価上昇率は、長期金利の動向や、家計や企業を対象としたアンケート調査等からみて大きくは変化しておらず、見通し期間においても安定的に推移すると想定している。国際商品市況は、このところ、新興国・資源国の力強い成長などを背景に、振れを伴いながらも持続

的に上昇してきている。先行きも、新興国・資源国の力強い成長が続くことなどを背景に、国際商品市況は、緩やかに上昇することを想定している。

以上の環境を前提に、物価情勢の先行きを物価指数に即してみると、国内企業物価指数の前年比は、マクロ的な需給バランスの改善や国際商品市況の動向などを反映し、2010年度以降は、プラスが続くと見込まれる。

消費者物価指数（除く生鮮食品、以下同）についてみると、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価指数の前年比は、下落幅が縮小し、2011年度中にはプラスの領域に入る可能性が展望できる³。

（上振れ・下振れ要因）

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通しである。こうした見通しに対する上振れまたは下振れ要因としては、以下のような点に注意する必要がある。

第1に、新興国・資源国経済の動向である。新興国・資源国では、自律的な成長力の強さに加え、これまでの拡張的なマクロ経済政策の効果などから、内需を中心に力強い成長が続いている。また、国際金融資本市場の改善や先進国における大規模な金融緩和の継続は、これらの国に対する資本流入を促し、この面からも实体经济を後押ししているとみられる。これら新興国・資源国の成長を背景に、国際商品市況も上昇基調にある。こうした新興国・資源国経済が想定以上に強まった場合、輸出の増加を通じて、わが国経済は上振れることになる。ただし、これらの国については、今後のマクロ経済政策運営次第では、景気が過熱するリスクも小さくない。こ

³ 2010年度の消費者物価指数については、前年比を1年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の影響を除いている。物価の基調的な動きを判断する上では、こうした制度変更に伴う1年限りの前年比変動要因を、取り除いてみるのが適当である。

の場合、わが国の輸出がさらに上振れる一方、資源価格の上昇に伴う交易条件の悪化が、わが国の国内民間需要に対する下押し要因となる可能性もある。また、新興国や資源国における行き過ぎた経済・金融活動の急激な巻き戻しが発生する場合、資産価格の大幅な下落や実体経済面での深い調整が発生するリスクもある。

第2に、先進国経済の動向である。米欧諸国では、バランスシート調整が続いており、銀行貸出は弱めの動きとなっている。信用仲介機能が円滑に働かない状態が長引く場合、金融面から経済活動に対する下押し圧力が続く可能性がある。また、わが国を含めた先進各国における様々な政策の帰趨とその影響にも留意する必要がある。民間需要の自律的回復力が弱い状況で、拡張的なマクロ経済政策が修正される場合、その方法や程度によっては景気が下振れるリスクがある。一方、民間需要の自律的回復力が高まっていく中で、緩和的な金融環境が長期間維持されると、経済活動や物価の振幅が大きくなる可能性がある。また、必要以上に長期間に亘って公的措置が維持された場合には、非効率な分野に資源が滞留することによって、経済全体の生産性が高まってこない可能性にも留意する必要がある。

第3に、国際金融面での様々な動きである。わが国を含め、先進各国は、これまで大規模な財政政策を実施してきた。この結果、公的債務残高は増加してきている。こうした状況の下で、中長期的な財政の見通しに対する市場の評価次第では、長期金利の大幅な変動など金融資本市場への悪影響を通じて、実体経済が下押しされるリスクがある。また、金融セクターに関する今後の規制・監督の内容次第では、金融機関の行動や金融資本市場を通じて、実体経済が影響を受ける可能性がある。更に、米欧におけるバランスシート調整の帰趨や、新興国・資源国経済の動向が、国際金融資本市場に大幅な変動をもたらすリスクも考えられる。

第4に、企業の中長期的な成長期待の動向である。見通しでは、世界経済に関する中長期的な成長期待が維持される中で、海外経済の回復を背景に、設備投資も緩やかに持ち直すことを想定している。このところ、大企業を中心に、新興国・資源国の需要を積極的に取り込むために、これらの国々向けの製品開発に乗り出す動きや、国際的な分業を念頭に、高付加価値品に特化するといった動きもみられている。こうした動きが強まる場合、企業の中長期的な成長期待が高まり、輸出や設備投資を中心に景気が上振れる要因となる。ただし、経済全体でみた生産性の向上など様々な中長期的な課題への対応が進まない場合には、国内需要の成長に対する見方が更に下振れる可能性もある。その場合には、新興国への投融資が増加する一方、内需関連企業を中心に設備投資が抑制されるとともに、先行きの雇用・所得に対する不安感が高まることによって、家計支出が下振れるリスクもある。

次に、物価情勢の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の不確実性がある。景気について上述のような上振れ・下振れ要因が顕在化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。また、物価に固有のリスク要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率が挙げられる。わが国経済は、先行きにかけて、労働や設備の稼働状況は回復していくと見込まれるものの、そのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。こうした環境のもとで、企業や家計が持続的な物価下落を織り込むような事態が生じた場合には、実際の物価も、賃金とともに下落幅を拡大するリスクがある。第2に、輸入物価の動向が挙げられる。原油をはじめとする一次製品の価格動向には上下両方向に不確実性が大きい。特に、新興国・資源国の成長が予想以上に強い場合には、一次製品価格が上振れる可能性がある。また、為替相場の変動も、实体经济の振幅を通じるルートに加え、

輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。第3に、マクロ的な需給バランス、あるいは労働や設備の稼働状況を把握する上での不確実性が大きいことに留意する必要がある。経済が構造的な需要の変化を伴って大きく変動する場合には、資本ストックの陳腐化や削減などから、経済の供給能力は低下している可能性がある。この場合、最近時点までのデータに依拠した需給ギャップに基づいてマクロ的な需給バランスを推定すると、景気が回復傾向を辿る過程では、結果として物価下落圧力を過大に見積もるリスクが存在する。

(金融政策運営)

日本銀行は、金融面から経済を下支えするため、積極的な金融緩和措置を実施してきた。すなわち、政策金利を0.1%にまで引き下げてきたほか、やや長めの金利の低下を促すため、昨年12月に固定金利方式の共通担保資金供給オペレーション(固定金利オペ)を導入し、本年3月には固定金利オペを大幅に増額した。これら一連の措置により、コールレートはきわめて低い水準で推移しているほか、ターム物金利や貸出金利も低下傾向が続いている。この間、企業収益や実体経済は改善してきており、低金利の持つ景気刺激効果は強まってきている。

以下では、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとする⁴。

⁴ 日本銀行は、物価安定のもとでの持続的成長を実現するため、「中長期的な物価安定の理解」(金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定しているとして理解する物価上昇率)を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている。「中長期的な物価安定の理解」について、本年も点検を行った結果、「中長期的な物価安定の理解」は、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」となった。

まず、第1の柱、すなわち先行き2011年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについて点検する。上述した通り、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小し、2011年度中にはプラスの領域に入る可能性が展望できる。日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路に復していくと考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

以上の2つの柱による点検を踏まえ、金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

以 上

(参考 1)

2009～2011 年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009 年度	- 2.2 ~ - 2.1 < - 2.2 >	- 5.2	- 1.6
1 月時点の見通し	- 2.5 ~ - 2.5 < - 2.5 >	- 5.3 ~ - 5.2 < - 5.3 >	- 1.5 ~ - 1.5 < - 1.5 >
2010 年度	+ 1.6 ~ + 2.0 < + 1.8 >	+ 1.1 ~ + 1.5 < + 1.3 >	- 0.5 ~ - 0.2 < - 0.5 >
1 月時点の見通し	+ 1.2 ~ + 1.4 < + 1.3 >	- 0.5 ~ - 0.4 < - 0.5 >	- 0.6 ~ - 0.5 < - 0.5 >
2011 年度	+ 2.0 ~ + 2.2 < + 2.0 >	+ 0.5 ~ + 0.8 < + 0.7 >	- 0.1 ~ + 0.2 < + 0.1 >
1 月時点の見通し	+ 1.7 ~ + 2.4 < + 2.1 >	- 0.5 ~ 0.0 < - 0.4 >	- 0.3 ~ - 0.1 < - 0.2 >

(注 1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を 1 個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注 2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注 3) 2009 年度について、実質 GDP は政策委員の見通し。国内企業物価指数と消費者物価指数 (除く生鮮食品) は実績値。

(注 4) 2010 年度の消費者物価指数については、前年比を 1 年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の影響を除いている。高校授業料については、消費者物価指数 (除く生鮮食品) の前年比を 0.5% 程度押し下げると試算される。

(注 5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

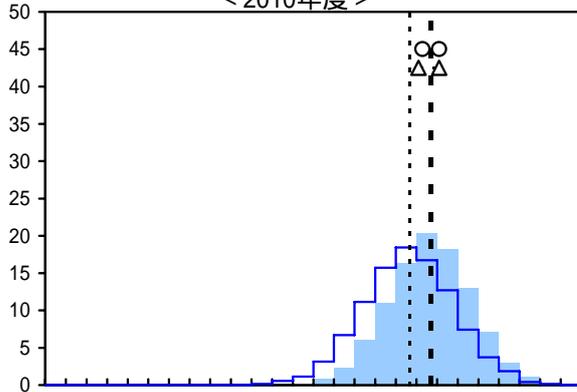
対前年度比、%。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009 年度	- 2.2 ~ - 2.0	- 5.2	- 1.6
1 月時点の見通し	- 2.6 ~ - 2.3	- 5.5 ~ - 5.0	- 1.6 ~ - 1.5
2010 年度	+ 1.5 ~ + 2.0	+ 1.0 ~ + 1.6	- 0.6 ~ - 0.2
1 月時点の見通し	+ 1.0 ~ + 1.5	- 0.9 ~ - 0.4	- 0.7 ~ - 0.4
2011 年度	+ 1.9 ~ + 2.4	+ 0.4 ~ + 1.0	- 0.1 ~ + 0.3
1 月時点の見通し	+ 1.6 ~ + 2.5	- 0.5 ~ + 0.2	- 0.3 ~ 0.0

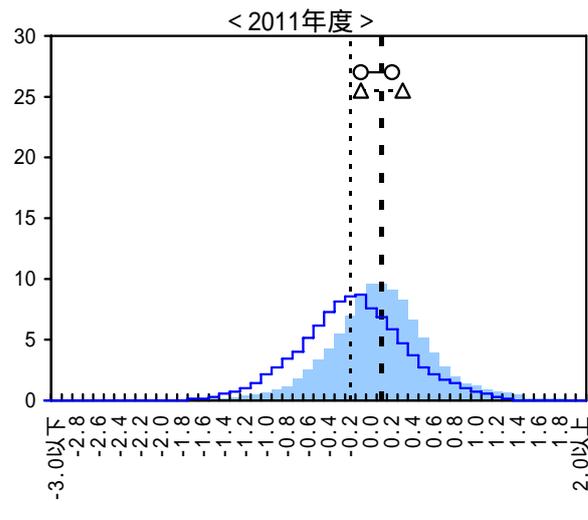
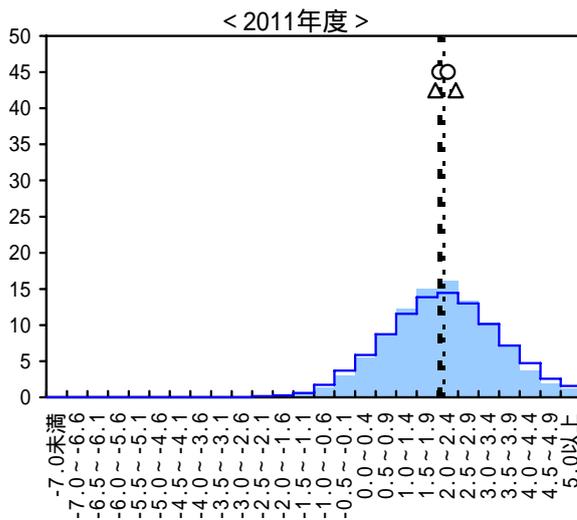
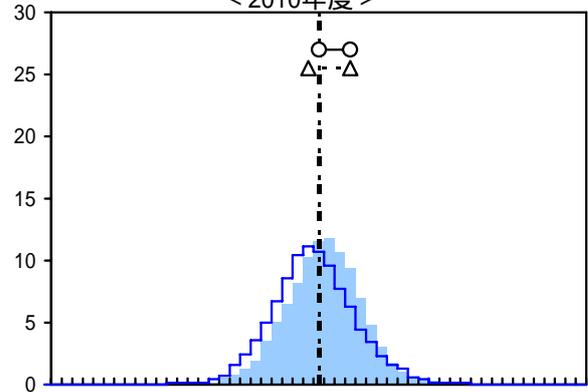
(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP
<2010年度>



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)
<2010年度>



- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2010年1月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2010年1月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(22年5月10日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2010年5月10日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

以 上

(注) 賛成：山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。欠席：白川委員。

(22年5月21日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で
推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年5月21日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年5月21日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。
無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。

- 2．わが国の景気は、海外経済の改善を起点として、緩やかに回復しつつある。すなわち、新興国経済の高成長などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。そうしたもとで、設備投資は持ち直しに転じつつある。個人消費は、各種対策の効果もあって、耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、その幅は縮小傾向を続けている。
- 3．先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。
- 4．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。この点、一部欧州諸国における財政状況を巡る動きが、国際金融や世界経済に与える影響に注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
- 5．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。
- 6．日本銀行では、本年4月30日の政策委員会・金融政策決定会合において、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援していくこととし、その方法を検討してきた。本日の会合では、執行部からの報告を踏まえ、別紙のとおり資金供給の方法の骨子素案を取り纏めるとともに、これを公表し、より具体的な検討を進めていくこととした。

以 上

(別紙)

成長基盤強化を支援するための資金供給の骨子素案

1. 対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2. 資金供給の方式

共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同様の方式）

3. 貸付期間

原則1年とし、借り換え（ロールオーバー）を可能とする。

4. 貸付利率

貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準

5. 対象先毎の貸付額

対象金融機関から成長基盤強化に向けた取り組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。

6. 貸付総額、貸付受付期限等

成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限（新規に貸付を受け付ける期限）、借り換え可能な回数を定める。

(22年6月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で
推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年6月15日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年6月15日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。
無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員。
反対：なし。

- 2．わが国の景気は、海外経済の改善を起点として、緩やかに回復しつつある。すなわち、新興国経済の高成長などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。そうしたもとで、設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は、各種対策の効果もあって、耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
- 3．先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。
- 4．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。この点、一部欧州諸国における財政状況を巡る動きが、国際金融や世界経済に与える影響に注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
- 5．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。また、本日、日本銀行は、成長基盤強化を支援するための資金供給の枠組みを導入することを決定した（別紙参照）。日本銀行としては、本措置の実施を通じて、企業や金融機関などによる日本経済の成長に向けた取り組みが、一段と活発化することを期待している。

以 上

別紙

2010年6月15日
日本銀行

成長基盤強化を支援するための資金供給について

- 1．現在、日本経済が直面している最も重要な課題は、潜在成長率や生産性を引き上げていくことである。この点では、企業や金融機関などの民間経済主体の果たす役割が大きい。政策当局も、民間経済主体の革新的な経済活動を促す環境を整備するため、それぞれの立場で役割を果たすことが必要である。日本銀行としては、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長を実現する観点を踏まえつつ、こうした面でどのような貢献を果たし得るか検討してきた。その結果、本日、成長基盤強化に向けた民間金融機関の自主的な取り組みを金融面から支援するため、新たな資金供給の枠組みを時限措置として導入することとした（概要は別添の通り）。
- 2．本資金供給は、民間金融機関による成長基盤強化に向けた融資・投資の取り組みに応じて、当該金融機関に対し、長期かつ低利の資金を適格な担保を裏付けとして供給するものである。本措置を利用する金融機関に対しては、生産性の向上や新たな需要の創出に資する事業などへの融資・投資を広げていく契機として、本資金供給を適切かつ効果的に活用することを期待している。
- 3．本資金供給の狙いは、金融機関が成長基盤強化に向けた取り組みを進めるうえでの「呼び水」となること、また、金融機関が自らの判断で行う多種多様な取り組みをできるだけ幅広く後押しすることにある。同時に、本資金供給の枠組みを決めるにあたっては、日本銀行自身が個別の企業や業種への資金配分に直接関与しないこと、ならびに資金供給の規模や期間の点で、金利政策や金融調節の円滑な遂行に支障を来たさないことに留意した。
- 4．本資金供給については、本年8月末を目途に開始できるよう、準備を進める。日本銀行としては、本措置の実施を通じて、企業や金融機関などによる日本経済の成長に向けた取り組みが、一段と活発化することを期待している。また、成長基盤強化に資する金融市場の整備などに向けて、中央銀行として引き続き貢献していく方針である。

以上

成長基盤強化を支援するための資金供給の概要

1．対象金融機関

- 共通担保オペ（全店貸付）^{（注）}の対象先のうち希望する先
（注）国債などの幅広い適格金融資産を担保（共通担保）として用いる資金供給手段であり、地域金融機関等を含む多数の金融機関が参加しうる仕組み。
- 各対象金融機関は、成長基盤強化に向けた取り組み方針を策定し、別紙の要件を満たすことにつき日本銀行の確認を受ける。

2．資金供給の方式

- 共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同じ電子貸付方式）

3．貸付期間、借り換え可能回数

- 貸付期間は原則1年とし、3回まで借り換えを可能とする（最長4年）。
新規貸付は、四半期に1回のペースで実施する予定。

4．貸付利率

- 貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準

5．貸付限度額

（1）貸付総額

- 貸付総額の残高上限は3兆円
1回当りの貸付総額は1兆円を限度とする。

（2）対象金融機関毎の貸付限度額

- 対象金融機関毎の貸付残高の上限は1,500億円
- 各対象金融機関は、1．の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資・投資の実績額の範囲内で、借入れを行うことができる。

6．貸付受付期限

- 2012年3月末（新規貸付の最終実行期限は同年6月末）

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

対象融資・投資	資金使途が以下の例示に該当するなど成長基盤強化に資するものであること。 ① 研究開発 ② 起業 ③ 事業再編 ④ アジア諸国等における投資・事業展開 ⑤ 大学・研究機関における科学・技術研究 ⑥ 社会インフラ整備・高度化 ⑦ 環境・エネルギー事業 ⑧ 資源確保・開発事業 ⑨ 医療・介護・健康関連事業 ⑩ 高齢者向け事業 ⑪ コンテンツ・クリエイティブ事業 ⑫ 観光事業 ⑬ 地域再生・都市再生事業 ⑭ 農林水産業、農商工連携事業 ⑮ 住宅ストック化支援事業 ⑯ 防災対策事業 ⑰ 雇用支援・人材育成事業 ⑱ 保育・育児事業 —— 上記以外の資金使途であっても成長基盤強化に資するものは対象とすることができる。
融資・投資先	・国内居住者（政府、地方自治体、金融機関等を除く） ・外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において成長基盤強化に資する事業を行う者
融資・投資期間	1年以上
その他	本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

(22年6月15日承認)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2010年7月から2011年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別 添)

2010年6月15日

日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程 (2010年7月～2011年6月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2010年7月	14日<水>・15日<木>	8月13日<金>	—	16日<金>
8月	9日<月>・10日<火>	9月10日<金>	—	11日<水>
9月	6日<月>・7日<火>	10月8日<金>	—	8日<水>
10月	4日<月>・5日<火>	11月2日<火>	—	6日<水>
	28日<木>	11月19日<金>	28日<木>	—
11月	15日<月>・16日<火>	12月27日<月>	—	17日<水>
12月	20日<月>・21日<火>	1月28日<金>	—	22日<水>
2011年1月	24日<月>・25日<火>	2月22日<火>	—	26日<水>
2月	16日<水>・17日<木>	3月18日<金>	—	18日<金>
3月	14日<月>・15日<火>	4月12日<火>	—	16日<水>
4月	6日<水>・7日<木>	5月9日<月>	—	8日<金>
	28日<木>	5月25日<水>	28日<木>	—
5月	19日<木>・20日<金>	6月17日<金>	—	23日<月>
6月	13日<月>・14日<火>	未 定	—	15日<水>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」 8時50分

「経済・物価情勢の展望」 基本的見解 15時

背景説明を含む全文 翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2011年4月)」の背景説明
を含む全文は4月29日<金>の14時に公表)

「金融経済月報」 14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳
は翌営業日の16時30分)

(22年7月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年7月15日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年7月15日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、海外経済の改善を起点として、緩やかに回復しつつある。すなわち、新興国経済の高成長や世界的な情報関連財需要の拡大などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。企業収益や企業の業況感は引き続き改善しており、設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。そうしたもとで、個人消費は持ち直し基調を続けている。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。
4. 4月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率は、新興国の一段の高成長などを背景に2010年度は上振れるが、2011年度については概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、概ね見通しに沿って推移するものと予想される。
5. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の更なる強まりなど上振れ要因がある。一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。この点、一部欧州諸国における財政・金融状況を巡る動きが、国際金融や世界経済に与える影響に注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

(参考1)

2010～2011年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.5～+2.7 <+2.6>	+1.2～+1.3 <+1.2>	-0.5～-0.2 <-0.4>
4月時点の見通し	+1.6～+2.0 <+1.8>	+1.1～+1.5 <+1.3>	-0.5～-0.2 <-0.5>
2011年度	+1.8～+2.1 <+1.9>	+0.5～+0.9 <+0.8>	0.0～+0.2 <+0.1>
4月時点の見通し	+2.0～+2.2 <+2.0>	+0.5～+0.8 <+0.7>	-0.1～+0.2 <+0.1>

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)2010年度の消費者物価指数については、前年比を1年間大きく押し下げる要因となる高校授業料の影響を除いている。高校授業料については、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比を0.5%程度押し下げると試算される。

(注4)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

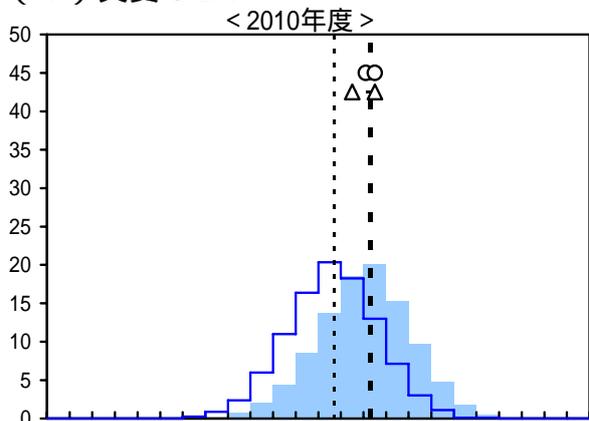
対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.2～+2.7	+1.0～+1.4	-0.5～-0.2
4月時点の見通し	+1.5～+2.0	+1.0～+1.6	-0.6～-0.2
2011年度	+1.8～+2.1	+0.5～+1.0	-0.1～+0.3
4月時点の見通し	+1.9～+2.4	+0.4～+1.0	-0.1～+0.3

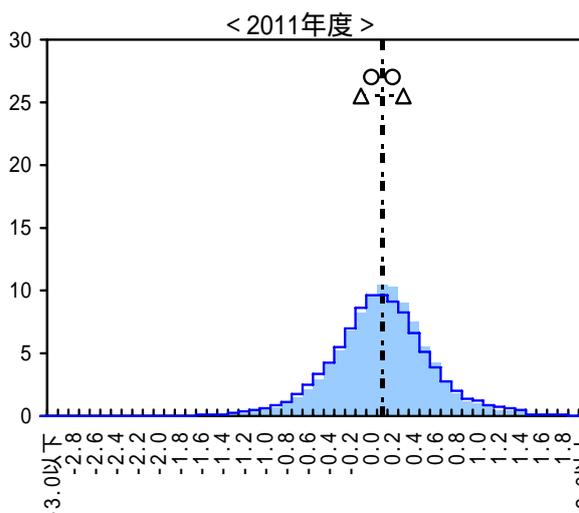
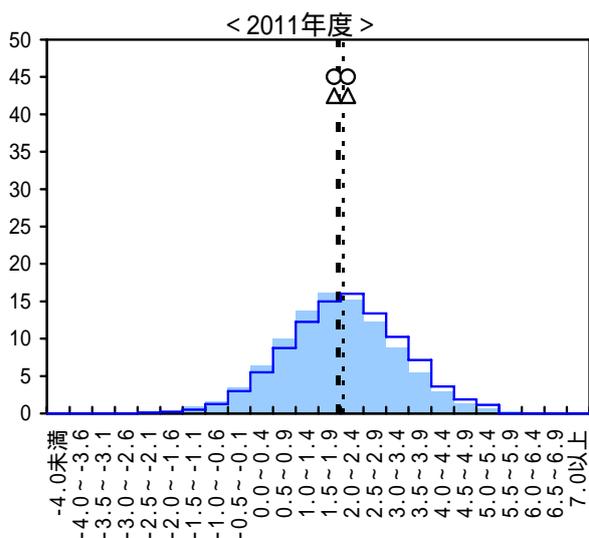
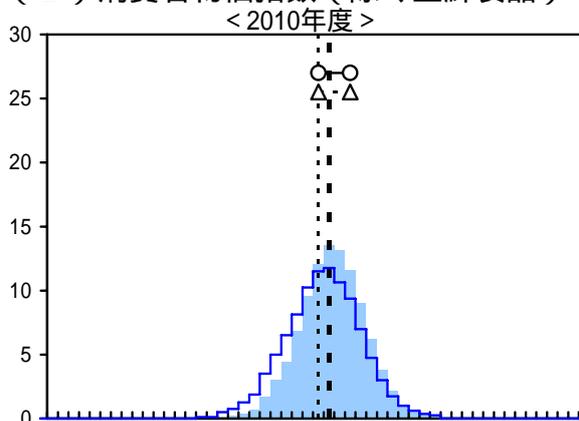
(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2010年4月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2010年4月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(22年8月10日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で
推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年8月10日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年8月10日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

- 2．わが国の景気は、海外経済の改善を起点として、緩やかに回復しつつある。すなわち、新興国経済の高成長や世界的な情報関連財需要の拡大などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。そうしたもとで、個人消費は持ち直し基調を続けている。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
- 3．先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を辿るとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。
- 4．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の更なる強まりなど上振れ要因がある。一方で、国際金融面での動きなど下振れリスクもある。この点、一部欧州諸国における財政・金融状況を巡る動きなどが、国際金融資本市場の動きを通じて内外の経済に与える影響に注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
- 5．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

(22年8月30日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年8月30日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年8月30日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、臨時の政策委員会・金融政策決定会合を開催し、固定金利方式の共通担保資金供給オペレーションについて、期間6か月物を新たに導入したうえで、同オペを通じた資金供給を大幅に拡大することとした。これにより、市場金利の低下を促し、金融緩和を一段と強化していくこととした^(注1)。

(注1) 須田委員は、本文中、固定金利オペに関し、期間6か月物を新たに導入したうえで、同オペを通じた資金供給を大幅に拡大することについて、反対した。

2. わが国の景気は緩やかに回復しつつあり、先行きも回復傾向を辿るとみられる。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、基調的にみると下落幅が縮小を続けており、先行きも下落幅が縮小していくと考えられる。この間、米国経済を中心に、先行きを巡る不確実性がこれまで以上に高まっており、為替相場や株価は不安定な動きを続けている。こうしたもとで、日本銀行としては、わが国の経済・物価見通しの下振れリスクに、より注意していくことが必要と判断した。
3. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移するよう促す」ことを決定した（全員一致^(注2)）。
4. 日本銀行としては、今回の金融緩和措置が、政府の取り組みとも相俟って、日本経済の回復をより確かなものとするうえで、効果を発揮すると考えている。
5. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。こうした認識のもと、強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援を図ってきた。日本銀行としては、今後とも、中央銀行として最大限の貢献を粘り強く続けていく方針である。

以 上

^(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。

反対：なし。

(22年9月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年9月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年9月7日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

- 2．わが国の景気は、緩やかに回復しつつある。すなわち、輸出や生産は、一頃に比べ増加ペースが鈍化しているが、増加を続けている。設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。そうしたもとで、個人消費は持ち直し基調を続けており、とくに最近では猛暑の影響や耐久消費財の駆け込み需要がみられる。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。
- 3．先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、回復傾向を迎えるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小していくと考えられる。
- 4．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある。一方で、米国経済を中心とする先行きを巡る不確実性の高まりと、これを背景とした為替相場や株価の不安定な動きが続くもとで、わが国経済の下振れリスクに注意が必要である。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
- 5．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。そのために、強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援を図ってきており、こうした中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく。日本銀行は、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、必要と判断される場合には、適時・適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件(平成22年5月10日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」を別紙1.のとおり制定すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙2.のとおり制定すること。
3. (1) 1.の「米ドル資金供給オペレーション基本要領」に基づく米ドル資金供給オペレーションを行うために必要な米ドル資金の調達のため、ニューヨーク連邦準備銀行との間で、別紙3.の内容を骨子とする外国為替の売買(以下「スワップ取引」という。)に係る取極(以下「スワップ取極」という。)を締結すること。
(2) スワップ取極に基づき本行が取得する米ドル建て資産および負債の期末における邦貨への換算については、会計規程(平成10年10月9日付政第191号別紙)第15条の定めにかかわらず、ス

ワップ取引に適用する外国為替相場を用いて行うこと。

- (3) スワップ取引の具体的な条件については、総裁が決定し、遅滞なく政策委員会に報告すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付店

本店（国際局）とする。

3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、

証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4．貸付方式

電子貸付とする。

5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

6．貸付利率および利息の徴収

（1）貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ．金利入札方式

貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利をその下限とする。

ロ．固定金利方式

ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。

（2）利息の徴収

（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

8．担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.13、1か月超3か月以下の場合には1.25を乗じた金額とする。

9．米ドル資金の決済

貸付先との間の米ドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したニューヨーク連邦準備銀行における米ドル口座を用いて行う。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成23年1月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙2.

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、米ドル資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成22年5月10日付政委第38号別紙1.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先(ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オ

ペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2．に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2．に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成23年1月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3．

ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱

1．取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対して米ドル資金を供給するために当面必要とする米ドル資金の調達

2．取極の主体

日本銀行とニューヨーク連邦準備銀行

3．対象取引

ニューヨーク連邦準備銀行が日本銀行に対して米ドルを提供し、日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成23年1月31日

5 . 引出限度額
設定しない

(2) 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」の制定等に関する件 (平成 22 年 6 月 15 日決定)

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するため、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- 2 . 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」を別紙 2 . のとおり制定すること。
- 3 . 「日本銀行業務方法書」(平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3) を別紙 3 . のとおり一部変更すること。
- 4 . 「日本銀行組織規程」(平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 5) を別紙 4 . のとおり一部変更すること。

以 上

成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領

1 . 趣旨

この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）、短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4 . 貸付方式

電子貸付とする。

5 . 貸付期間

特に必要と認められることから 1 年以内の期間とする。

6．貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における誘導目標金利(本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート(オーバーナイト物) の水準をいう。) とする。
- (2) 利息の徴収は、(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付実行日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7．貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成24年6月30日以降、(2) に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 貸付先が希望する場合には、9. に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、借り換えの回数の上限は、3回とする。

8．貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、9. に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

9．貸付限度額等

- (1) 貸付総額の上限は、3兆円とする。
- (2) 貸付先毎の貸付額の上限は、1,500億円とする。
- (3) 貸付実行日毎の貸付総額の上限は、借り換えにかかるものを除き、1兆円とする。
- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、各貸付先から提示を受けた11. に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて貸付先が行う期間1年以上の融資または投資についての、別に定める一定期間の新規実行額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年

以上の残存期間を有するものの金額と、当初貸付金額を比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

10．貸付受付期限

9．(4)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成24年3月31日以前に限る。

11．成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、貸付対象先が策定した融資または投資の取り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

12．担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成28年6月30日をもって廃止する。

(別紙)

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

1．資金使途が以下に該当するなど成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行う取り組み方針であること。

研究開発

起業

事業再編

アジア諸国等における投資・事業展開

大学・研究機関における科学・技術研究

社会インフラ整備・高度化

環境・エネルギー事業

資源確保・開発事業

医療・介護・健康関連事業

高齢者向け事業

コンテンツ・クリエイティブ事業

観光事業

地域再生・都市再生事業

農林水産業、農商工連携事業

住宅ストック化支援事業

防災対策事業

雇用支援・人材育成事業

保育・育児事業

2．融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、国内居住者（政府および地方自治体ならびに本行の当座預金取引先および本行の当座預金取引先以外の金融機関等（日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）を除く。）または、外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において上記に該当するなど成長基盤強化に資する事業を行う者であること。

3．本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領

1 . 趣旨

この基本要領は、成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成 22 年 6 月 15 日付政委第 51 号別紙 1 . ）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 2 . ）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3 . 対象先の遵守事項等

（ 1 ）対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

（ 2 ）対象先が（ 1 ）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

（ 3 ）（ 2 ）に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 2 . に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成28年6月30日をもって廃止する。

別紙3.

日本銀行業務方法書中一部変更

第九条を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする貸付け)

第九条 略(不変)

一 }
三 } 略(不変)

四 利息の徴収

貸付けを行う場合は、貸付け実行の際に別に定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日までの日数に応じて、割引または後取りの方法によって、利息を徴収する。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十二年六月十五日から実施し、平成二十八年六月三十日限りその効力を失うものとする。

日本銀行組織規程中一部変更

第 16 条を横線のとおり改める。

(金融機構局の事務)

第 16 条 略(不変)

一 }
二 } 略(不変)

三 当座預金取引先及び貸出取引先の選定(成長基盤強化を支援するための貸付け及び公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。)

四 略(不変)

五 手形の割引及び資金の貸付けの実施に係る具体的事項の決定及びこれに関連する事項に関する事務(成長基盤強化を支援するための貸付けに係るもの(個別貸付先毎の貸付限度額の決定に関するものを除く。))及び公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。)

六 略(不変)

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 22 年 6 月 15 日から実施し、平成 28 年 6 月 30 日限りその効力を失うものとする。